

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 作成コンセプト	(10点)
(2) 実施方法	(50点)
(3) 業務遂行能力(実施体制・スケジュール・実績)	(20点)
(4) 業務実績	(10点)
(5) 経費見積	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時・場所

日時：令和6年2月20日(火) 場所：別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分(予定)とします。

イ 場所および時間は、別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間(20分以内)を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が、**総合点数の5割以上であることを最低基準**とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 作成コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の作成コンセプトは明確かつ妥当か。 ・事業の目的を正しく理解し、目的に沿った取組方針が明確に記載されているか。 	10
(2) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便かつ効果的な方法で事業者が温室効果ガス排出量を可視化できるか。 ・事業者の状況や特性に応じて、温室効果ガス削減につながる幅広い提案が期待できるか。 ・管理者として県がデータを閲覧、分析しやすい仕組みとなっているか。 ・チラシのデザインは本事業の普及啓発に効果的か。 ・十分な効果が得られる支援方法や実施スケジュールとなっているか。 	50
(3) 業務遂行能力 ・実施体制 ・スケジュール ・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置は適切か。 ・スケジュールは妥当か。 ・各人の実績は十分あり、円滑な業務遂行が見込めるか。 ・統括責任者は各業務をコントロールできるか。 	20
(4) 業務実績	類似する業務（企業等の温室効果ガス排出量算定、省エネ・エネルギー転換に関する助言）の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。	10
(5) 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・見積限度額内で最大限の効用を図っているか。また、必要以上に見積金額を削減していないか。 ・各経費の配分は妥当か。 	10
合計		100